

『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』小考

——「佛名經類」の發展過程と關連して——

山口正晃

はじめに

筆者は先に、敦煌研究院所藏第 68 號文獻の正面「北魏敦煌鎮軍官籍簿」について考察を加えた¹。そこで觸れたように、本文獻は背面にも文字が記されてあるが、それは『甘肅藏敦煌文獻』²では「雜寫」という名稱が附せられている。確かに、一見して明らかにその筆跡からは「雜」な印象を受け、手習いや下書き、あるいは落書といった類のもののように感じられる。しかしそれと同時に、そこには明確に幾つかの佛名が列記されているのを見て取ることができるのであって、楊森氏が指摘するように³その内容が所謂「佛名經」の類であろうこともまた推察するに難くない。では一體、これは何という佛名經のどの部分に該当し、いつ、誰が、如何なる目的でそこに書き連ねたのであろうか。さらにまた、そうした事が判明した場合に、そこから何か見えてくるものがあるのではないか。本稿ではこうした點について聊かの私見を述べてみたい。

一、敦研 68 號背面の内容比定

上述したように、本文獻背面の内容は佛名經の類と推察される。しかしひとくちに佛名經と言っても、例えば最も名の知られた『佛說佛名經』（12 卷本・16 卷本・

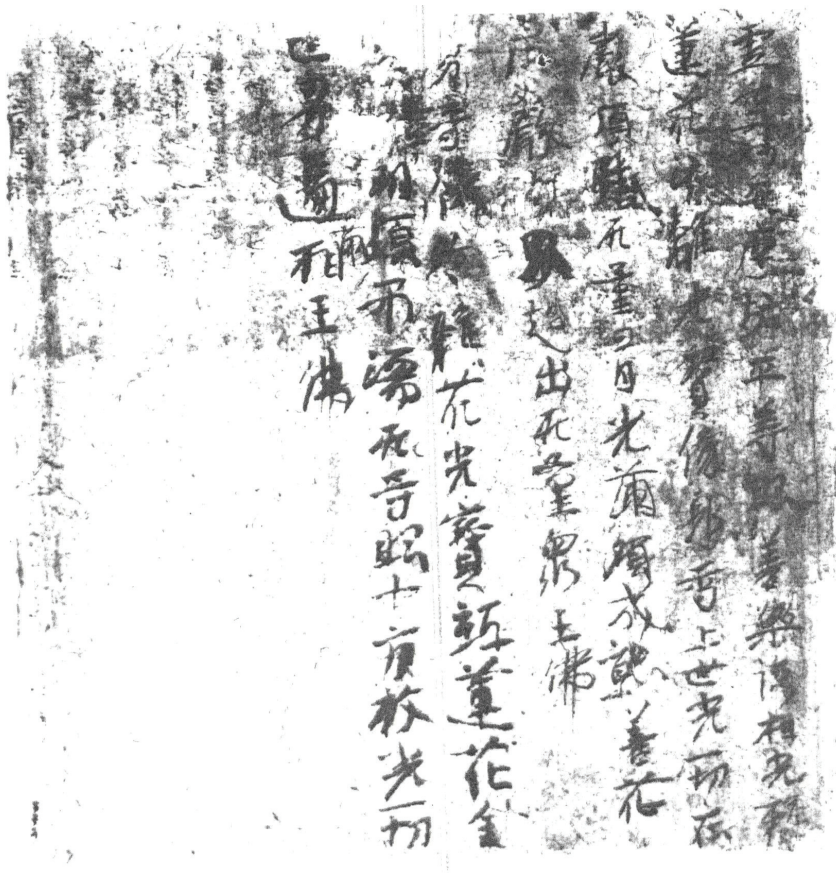
¹山口正晃「北魏敦煌鎮軍官籍簿」（『敦煌寫本研究年報』第 1 號、京都大學人文科學研究所、2007 年）。以下、拙稿と略稱。

²『甘肅藏敦煌文獻』（甘肅人民出版社、1999 年）。以下、『甘肅圖録』と略稱。

³楊森「敦煌研究院藏〈北魏禁軍軍官籍簿〉考述」『敦煌研究』1987 年第 2 期、のち『敦煌研究文集』甘肅民族出版社、2000 に再録。

18 卷本・30 卷本等ある)⁴や『三劫三千佛名經』（過去莊嚴劫千佛名經・現在賢劫千佛名經・未來星宿劫千佛名經の合稱）をはじめとして、その種類は枚擧に暇のないほど数多い。その中で本文獻がどの經典に當るのか、まずはここから明らかにしたい。

さし當って『大正新脩大藏經』の中から該當しそうな箇所を探し出すと、第八十五册（疑似部・敦煌寫本類）の No.2905 『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』にほぼ同文を見出だすことができる。文字の異同を確認するために竝列すると以下の如くである（對照の便宜上、改行は 68 號文獻に合わせた）。



敦煌研究所藏第 68 號文獻背面

⁴井ノ口泰淳「敦煌本佛名經」の諸系統『東方學報』京都、第三十五册、1964 年、のち同氏著『中央アジアの言語と佛教』法藏館、1995 に再録。

【敦研 68 號背面】

1. 虚空妙无塵垢平等眼善樂徳相光雜
2. 蓮花流離光寶像身香上世光一切庄
3. 嚴頂髻无量日月光滿願成就善花
4. 庄嚴法界超出无量衆王佛
5. □音熾然雜花光寶紅蓮花金
6. □□明顯柔濡无礙眼十方放光一切
7. 世界遍滿相王佛

【大正藏 No.2905】

- 虚空妙無塵垢平等眼善樂徳相光雜
 蓮華流離光寶像身香上世光一切莊
 嚴頂髻無量日月光滿願成就善化
 莊嚴法界超出無量衆王佛
彼有菩薩名曰無比授記次後當得作佛號曰
 幻音熾然雜華光寶紅蓮華金
 炎體明顯柔濡無礙眼十方放光遍滿
 一切相王佛

下線を施した箇所は字體の相違だけなので、大きな問題ではない。これ以外で目につく異同としては、①四行目から五行目にかけての脱文（大正藏本のゴチックで示した箇所）、②六行目から七行目にかけての相違（□で囲った箇所）、の二点がある。また、③本文獻では七行目の後は空白になっているが、大正藏『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』はこの後も本文が續いているという点も、兩者の相違と見なせよう。ちなみに、ここに見える二つの佛名は極めて長いという特徴を持っているが、これと同じ佛名は他の佛名經には見えない。従って、本文獻の内容としては當面『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』の可能性が極めて高いと考えられるが、上記三點の相違について、なお検討の餘地がある。そこで以下に、三點それぞれについて検討を加えてみたい。

①脱文について

上で見たように、本文獻を大正藏『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』と比較した場合に確認できる脱文は「彼有菩薩。名曰無比。授記次後當得作佛。號曰。」というものである。これは「無比という名の菩薩が記を授けられることによって（成道して）佛になった、その佛の名を…と號す」という意味の文であって、つまりはその直後に記される「幻音…相王佛」という佛號に関する説明文である。とすると、本文獻に記されているのは佛名經そのものではなく、そこから佛名のみを抜粋したものではないか、という推測が成り立つ。つまり、この脱文により異なるテキストを想定するよりは、意圖的に書かなかった可能性を考えるべきであって、まして誤脱の類ではなおさらない。

この考えを傍證するのが、本文獻の前半部である。一行目の冒頭「虚空」から四行目末の「衆王佛」までは、大正藏本に基づけば一つの完結した佛名である。ちなみに大正藏本ではこの直前に「東方」の二字があるが、本文獻にはそれが記されていない。その意味するところを考えてみるに、單純に「東方」の二字が本文獻の

右側殘闕部分に本來は書かれてあった（『甘肅圖録』所收の敍録によれば、本文獻は兩側面が殘闕している）という可能性も考えられるが、筆者はそうは思わない。というのは、佛名經の體裁として、例えば南方には某佛・某佛がおり、西方には某佛・某佛がいる、といったように十方の方位ごとに佛名を列擧するのが一般的であり、ここの「東方」もまたそうした方位を示す言葉である。つまり、一行当たりの字數に關わらず——どのような改行の仕方をするにせよ——、この「東方」の二字は必ずその直前で改行されるはずであり、しかも直後で改行することは考えにくい。言い換えると、「東方」の二字は必ず行の先頭に書かれるはずであって、「虚空……」はその下に續けて書かれるはずである。しかも、本文獻が殘闕しているというのは正面（北魏敦煌鎮軍官籍簿）に關する情報であって、その紙背を再利用した背面について言えば、兩側面を切り取った形（すなわち現在我々が目にしている「68號文獻」の形）で最初から利用した可能性が十分に考えられる。ここに記されている「虚空……衆王佛」が完結した佛名であることからすると、むしろそのように考えた方がよいであろう。従って、本文獻に「東方」の二字が記されていないのは、右側殘闕部分に本來書かれていたものでなければ誤脱したのでもなく、佛名のみを抜粹するという明確な意圖をもって書かなかったと考えるべきであり、それはまた、上述の四行目と五行目の間に確認できる脱文と全く同じ文脈で捉えることができるのである。

以上より、①の異同からは本文獻が『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』とは異なる別の佛名經を寫したものと判断することはできない。むしろ、ここからは『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』に基づいてそこから佛名のみを抜粹したという點において、積極的に本文獻と『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』とを結びつける材料と言えるだろう。

② 「一切世界遍滿」と「遍滿一切」について

この異同は單純な誤寫であろう。というのは、「一切」と「遍滿」を入れ替えて間に「世界」を挿入するという作業の上に特別の意圖を見出だしがたいこと。また、本文獻の寫眞を見れば分かるように、七行目の「滿」という字は明らかに後から書き加えられており、この一段を筆寫する上で混亂した痕跡がはっきりと見て取れること。こうした點から、これは單なる誤寫と考えられ、従って①に見られるような書き手の意圖あるいは作爲性をここから見出すことはできない。

では、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』以外の經典という可能性はどうか。上で述べたように、本文獻に殘されている文字列と最も近いものを『大正新脩大藏經』中に求めたときに、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』に辿りついたのであり、佛名としてはこの②の相違を除けば全くの同文である。管見の限り、現存する他

のいかなる經典からも、ここまで同じ佛名を検出することはできない。もちろん、かつて流布していたものの現在は伝わっていない經典というのは無数にある。そうした經典の中に、本文獻と一字一句異ならない、全く同じ佛名を載せるものがあるかも知れないが、それは實證不可能である。現存する史料に基づく限り、それは「可能性」の話に止めておくべきであろう。なお、この点については次の③とも関連するので、詳しくはそこで述べる。

③ 「同號」部分の省略について

大正藏本ではこの該当箇所後に、經名の『…雜佛同號』に當る部分、すなわち各佛同號が列擧される。一方、本文獻は圖版を見れば明らかのように、左側には大きな餘白が残されている。つまり、『雜佛同號』の部分が省略されているのである。この点についてはどのように考えればよいのであろうか。

まず一つ、單純に考えられるのは、本文獻は『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』ではなく、そこから『雜佛同號』を引いた部分すなわち『現在十方千五百佛名』という經典の寫しではないか、という可能性である。『出三藏記集』や『歷代三寶紀』等の經典目録には、『十方佛名一卷』・『現在十方佛名一卷』・『千五百佛名一卷』といった佛名經が収録される。多佛信仰の最も直接的な發露とも言うべき佛名經は、概して時代の下るに従って佛名の數も増廣されてゆく傾向にあるが、これら諸種佛名經の名稱を見ると、その増廣過程には一つのパターンがあったのではないかと推測される。すなわち、『十方佛名』を基にして『現在十方佛名』が成立し、『現在十方佛名』と『千五百佛名』を併せて『現在十方千五百佛名』という佛名經が編纂され、そうして更に、ここで問題としている大正藏『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』は、その延長線上にあるものとして位置づけられる、そうは考えられないだろうか。實際、上述の經典目録には『同號佛名一卷』という佛名經も著録されており、これと『現在十方佛名』および『千五百佛名』を併せると、少なくとも名稱の上から見れば『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』という經典は成り立ち得る。

もっとも、『十方佛名』・『現在十方佛名』・『千五百佛名』といった各種佛名經は南北朝から唐代に至る歷代經録に概ね著録されているものの、いずれも現在は伝わっていない。従ってその内容を検討するのは不可能である。また、こうした經名が著録されている一方で、實は『現在十方千五百佛名』なる佛名經——つまり『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』から「同號」の箇所を差し引いたもの——は、歷代經録に一切著録されていない。そもそも『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』それ自體が、歷代經録には一切著録されておらず、敦煌本(S.2180)が発見されて始めて、その存在が知られるようになったものなのである。こうした史料状況を顧

みると、この推測を実証することはもはや不可能と言わざるを得ない⁵。要するに、結論としては上記②と同様なのであって、佛名經の發展過程としてこうした累加的な方法があったというのは理屈としては十二分にその可能性が考えられるが⁶、しかし少なくとも現在の史料状況に基づく限り、確定的な事は何も言えないのである。

そこで、現存する史料にできる限り依據した上でもう一つ考えるべきは、上記「①脱文について」での考察がここでも適用できるのではないか、という可能性である。上で筆者が述べたのは、この寫本は『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』から佛名のみを抜粹したものではないか、という事であった。言い換えると、經典の全文を筆寫したものではないのである。とするならば、本文獻の後半部に十分な餘白がありながら「同號」について書かれていないのも、同じ理由で一貫して説明できるだろう。つまり、本文獻はただ単に『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』から佛名のみを抜粹したというのではなく、この二つの佛名のみを限定して抜粹したものと考えられないか。こうして考えると、やはりこれは『現在十方千五百佛名』ではなく、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』からの抜粹だと考えるのが穩當であろう。

以上、三點の異同について検討を加えてきた。結論として本文獻の内容は、少なくとも現在の史料状況に基づく限り、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』という佛名經から二つの佛名を抜粹して書き付けたものであるというのが、筆者の見解である。しかしながら、それはあくまでも「抜き書き」であって全文を寫した寫經ではなく、しかも既述の通りその筆跡からは明らかに、雑な、もしくは拙劣とすら言ってしまうてもよいような印象を受ける。その意味においてこの結論は、本文獻を「雜寫」とする『甘肅圖録』の見解を否定するものではない。

⁵ちなみに、『十方千五百佛名』という佛名經が『大正新脩大藏經』第十四冊 No. 442 に収録されている。しかしその内容を見るに、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』との間に直接的な繼承関係があるようには思えない。假に、佛名經の増廣過程に関するこの推測が正しいとしても、おそらく様々な場所でそれぞれ別の人間（もしくは集團）の手によってそれは行われたであろう。従ってそのパターンは一つや二つではなく、いくつにも枝分かれした非常に複雑なものであったらと思う。また、これら經録中に著録されている各種經典には、同名異本も少なくない。例えば前注4所掲の井ノ口論文では、『出三藏記集』には異なる二種類の「賢劫千佛名經」なる佛名經が見えることを指摘し、かつその二本とも隋の頃には失われ、開元録に至ってまた別の「現在賢劫千佛名經」が現れたとする。本稿でいま問題としている『十方佛名』や『千五百佛名』といったものも、それぞれの經録において複数箇所に見える。經録に著録されなかったものもあるだろうし、これら諸種の經典はおそらく何種類もの同名異本が存したのであろう。

⁶筆者がここで述べているのは、全ての「佛名經」類を對象としているのではない。例えば『稱揚百七十佛名經』や『八部佛名經』などは獨自に成立・發展したものかも知れない。その中で、『十方佛名』・『現在十方佛名』・『千五百佛名』・『十方千五百佛名』といったものは、經典を互いに結合するなどして累加的に發展していったと想定できるのではないか、というのが筆者の考えである。

そこで次に問題としたいのは、ではこの文獻はいつ頃書かれたのか、その書寫年代である。次章ではこの点について検討を加えることとする。

二、敦研 68 號背面の書寫年代

本文獻は、紀年文獻ではない。従って、状況證據を基に書寫年代を推定するしかない。さし當たって、本文獻の書寫年代を次の二つの方面から限定してゆきたい。

④ 正面の書寫年代

「68 號文獻」背面の書寫年代を考察するに當って、その正面の書寫年代がまず前提條件となるのは言うまでもない。單純な理屈として、正面の書寫年代は同時にまた、その背面の書寫年代の上限でもあるからである。前稿で考察したように「68 號文獻」の正面は「北魏敦煌鎮軍官籍簿」であり、その書寫年代は北魏の太平眞君元年から太和二十三年の間（440～499）であると結論づけた。本稿で對象としている背面はその紙背を二次利用したものであるから、一般論としては、この年代が背面の書寫年代の上限ということになる。ただし「68 號文獻」に關して言うと、事情はもう少し複雑である。

正面「北魏敦煌鎮軍官籍簿」とはその名が示す通り、北魏の敦煌鎮に屬する軍隊の、軍官名簿である。こうした類のものは普通に考えると、少なくともその王朝が存続している間は保管されているため、反故紙として紙背が再利用される可能性はない。とすると、本文獻背面の書寫年代の上限は、北魏が滅亡した年ということになる。北魏王朝は六鎮の亂によって瓦解した後、東魏と西魏とに分裂したが、兩王朝はその名が示す通り、雙方ともに「魏」王朝の繼續という名分を固持していた。河西地方を支配下に収めたのは西魏であり、西魏が宇文氏の北周に政權を譲ったのは西暦で言えば 556 年末のことである。こうした事實經過から考えると、本文獻の書寫年代の上限は北周・孝閔帝の元年（557）と見なすのが順當であろう⁷。

なお、この點に關連して言えば、下限についてもある程度限定されるであろう。なぜならば、一般的にこうした破棄文書を紙背利用する場合は、それが破棄されてのち長期間に亙って保存された上で再利用されるとは考えにくいからである。従っ

⁷もっとも、六鎮の亂が勃發して北魏王朝が事實上瓦解した段階で、本文獻が破棄された可能性もある。さらに、東魏と西魏に分裂した段階で破棄された可能性はより一層高まる。その可能性も決して低くはないと思うが、いまは堅實に考えて、西魏・北周の王朝交代を以て本文獻書寫年代の上限としておく。

て、本文獻の書寫年代の下限は、西魏・北周の王朝交代からそれほど時間の経っていない、唐初あたりまでを想定しておきたい。

② 書法

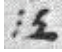
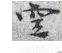





寫本なり石刻なり、そこに記されている文字の字體・書法が、時代によって一定の特徴を示すことは改めて言うまでもないだろう。では、本文獻に關して言えば、どのような特徴が見られるだろうか。圖版を一見してまず言えることは、直線的であるということ。これは、楷書の特徴である。しかしそれと同時に、「ハネ」や「ハライ」といった、楷書のもう一つの特徴はそれほどはっきりとは出ていない。「ハネ」「ハライ」がないのは隸書の特徴である。つまり、本文獻の書法をひとくちで言えば「隸意を残す楷書」ということになる。これは、南北朝時代、特に北朝後期に割とよく見られる特徴である。つまり、上の①での結論——北朝後期の書寫——と合致するのである。

もっとも、既に繰り返し述べているように、本文獻の文字はありていに言って拙劣な文字である。「ハネ」や「ハライ」といった微妙な技術的な點について、能書家の残した書跡から一般的に言われている時代的特徴を、このような事例に當てはめてよいものか、疑問に思うむきもあろう。しかし、書法に關して別の角度からもこの見方は裏付けられる。それは、字形である。






本文獻の幾つかの文字は、その字形に顕著な特徴を示している。例えば、五行目・下から四字目の「紅」字。隣の「工」の縦畫が一直線ではなく、屈折している。このような書き方は、隸書で書かれている場合によく見られ、従って漢から南北朝期にかけての寫本や石刻においてよく目にする。逆に、楷書ではあまり見られず、特に端正な楷書の完成した唐代以降においては、意圖的に古めかして書くような場合を除いて、ほとんど見られなくなる。このような書き方をしている具體例を幾つか挙げてみよう。ただし、「紅」字で探すと例があまり多くないので、今は「工」を含むその他の文字（「江」「空」⁸）を取り上げて例證とする⁹。(vii)は「唐以降において古めかして書いた」例である。

⁸「空」字に關して言えば、南北朝以前と以後とを問わず、「工」の縦畫を屈折させずに上の横畫の右端から下の横畫の真ん中あたりに直線で降ろす（「ユ」と書く）ことが多いように見受けられる。ただそうした中であって、南北朝以前にはやはり縦畫を屈折させて書く例も少數ながらあるのであって、ここで挙げたのはその一例である。ちなみにこの上海博物館藏 01 號「佛說維摩詰經卷上」には「空」字が幾つも書かれてあるが、それは今述べた「工」字の縦畫を屈折させて書いたものと、「ユ」と書いたものが混在している。

⁹文字の特徴に關して、本稿で扱っているような寫本と、基本的に人目に觸れることを前提として書かれた石刻とを同列に並べるのは適當ではないかも知れない。しかし、ここで述べているような字形に關して言えば、管見の限り、寫本も石刻もおおよそ同じ傾向を示しているように思うので、ここでは例證に加えた。

- (i)  S.341「大樓炭經卷七」北魏延昌二年(513)
- (ii)  上博 01「佛說維摩詰經卷上」後涼麟嘉五年(393)
- (iii)  敦研 287「三國志・步騭傳」東晉
- (iv)  「大晉龍興皇帝三臨辟雍盛德隆熙之頌碑」(碑陰)西晉咸寧四年(278)
- (v)  「秦廣武將軍□產碑」(碑陰)前秦建元四年(368)
- (vi)  「北魏中嶽嵩高靈廟之碑」(碑陰)北魏太安二年(456)
- (vii)  「唐中書侍郎同中書門下平章事常山縣開國子贈太傅博陵崔公墓誌」
唐建中元年(780)

次に、三行目および六行目と七行目の間の二箇所にある「滿」字。「彡の右に艸+兩」ではなく、「艸の下に彡+兩(または兩)」という構成となっている。このような書き方もまた、上の「工」字の縦畫の屈折ほど顯著ではないものの、唐以後よりは南北朝以前によく見られる特徴である。以下に幾つかの例を挙げておく。(x)は拙稿で扱った、本文獻の正面である。

- (viii)  P.2189「東都發願文」西魏大統三年(537)
- (ix)  甘博 001「法句經卷下」前涼升平十二年(368)
- (x)  敦研 68 (正面)「北魏敦煌鎮軍官籍簿」北魏後期
- (xi)  「魏陸紹墓誌」北魏建義元年(528)
- (xii)  「齊阿鹿交村七十人等造像銘」北齊河清二年(563)

以上の二字以外にも、概して本文獻の筆跡は古い、漢隸でよく使われていた字形を残しており、楷書風の直線的な筆法と相俟って南北朝期の特徴を備えていると言ってよい。ちなみに、いわゆる「土地廟」出土の文獻に関する向達の初期調査の目録¹⁰においても、本文獻の年代は「六朝」とされている。その根據は定かでないが、年代を確定する他の顯著な特徴を備えていない本文獻の書寫年代を、初期調査の段階で判断する材料としたのは、おそらく主として書法だったのではない。いずれにせよ、この見解は筆者の結論と合致するものである。

以上の二點より、本文獻の書寫年代は北朝末期——北周から隋——である可能性が高いことが判明した。ところで、本文獻の書寫年代と關連して、もう一つ考えておきたい問題がある。それは、前章において本文獻の内容として比定した『現

¹⁰向達「國立敦煌藝術研究所發現六朝殘經」(『向達先生紀念論文集』新疆人民出版社、1986、のち前注3所掲の『敦煌研究文集』に再掲)に附せられた《民國三十三年八月三十日國立敦煌藝術研究所本所(即中寺)後園土地廟殘塑像中發現藏經初步檢點報告》。

在十方千五百佛名竝雜佛同號』なる經典そのものの成立年代である。次章ではこの問題を扱うこととする。

三、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』の成立年代

① 現在の通説

第一章で考察したように、本文獻の内容は『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』から二つの佛名のみを抜粋したものと考えられる。とすると、必然的に、本文獻の書寫年代はこの經典の成立年代よりも後ということになる。その意味において、本經の成立年代をここで検討しておく必要がある。本經の成立に關する現在の通説を見てみると、非常に認知度の低い零細な經典なので「通説」というのも大袈裟ではあるが、敢えて言えば『佛書解説大辭典』の「現在十方千五百佛名竝雜佛同號」の項目がそれに当たるであろう。その全文を引用すると、

佛名經以外の諸經に散見する諸佛を採録したるもの。藥王藥上經の五十三佛、出決定毘尼經の三十方佛、阿彌陀經の六方三十八佛、稱揚功德經の五方百三十九佛等を擧ぐ。佛名經の流布に誘はれて唐代に編修せられたる如し。大正藏經は大英博物館藏燉煌本よりこれを採録せり。

とあって、唐代に成立したものであろうと書かれている。とすると、本文獻の内容を『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』からの抜粋であるとし、その書寫年代を北朝末期とする前章までの考察結果と齟齬をきたすことになる。しかし、『佛書解説大辭典』のこの見解についてはそのまま信用するわけにはいかない。辭典の、僅か數行の説明にあまりこだわるとは思うが、他に参考にすべき説もないので、まずはこの説に對する疑問を提起しておきたい。

先述の通り、また『佛書解説大辭典』でも述べられているように、この經典は敦煌本(S.2180)が発見されて初めてその存在が確認されたものである。そして管見の限り、これ以外に現存するテキストが全くない(斷片を除く)ばかりか、歴代經録にすらこの經名は全く著録されていない。従って、譯經年代(編纂年代)や譯者(編者)など、本經の成立に關する情報は一切不明なのである。

では『佛書解説大辭典』は何に基づいてこのような見解を出しているのであろうか。その文面から判断すると、本經を『佛說佛名經』¹¹(何卷本であるかは明記していない)以外の各種經典から佛名を抜粋したものとした上で、『佛說佛名經』が盛

¹¹本文では單に「佛名經」としか書かれていないが、本經そのものが所謂「佛名經類」の一つであることを考えると、おそらくここで「佛名經」と書かれているものは佛名經類全般のことではなく、『佛說佛名經』を指して述べているのであろう。

行した唐代以降に編纂されたものであるとしている。つまり、この説の根底には、本經が『佛說佛名經』以外の各種經典から佛名を抜粋したものという理解がある。

しかし、この説明にはどうも違和感を覚える。『佛說佛名經』（何卷本であるかを問わず）を含めて、そもそも佛名經類全體が、各種經典から佛名のみを抜粋したものという性格を本來的に持っている。つまり、『佛說佛名經』そのものもまた、基本的には各種經典から佛名を抜粋して成ったものなのである。にも関わらず『佛說佛名經』以外の」という限定をつける意味がよく分からない。つまり、本經が『佛說佛名經』を引用していないのはごく當然のことであって、他の大多數の佛名經類もまた同様に、『佛說佛名經』を引用などしていないのである。さらに言えば、『佛說佛名經』は北魏・菩提流支譯の十二卷本『佛說佛名經』（『大正藏』第14冊、No.440）を原點として、そこから唐代以降、十六卷本や十八卷本等、卷數の異なる數種の系統が派生していったが¹²、『佛書解説大辭典』はその何卷本を指しているのか明記しておらず、そうした経過に配慮した上での説明には思えない。

こうした點から、『佛書解説大辭典』の本經成立年代に関する説明は、そのまま採用するわけにはいかないのである。そこで以下では、これとは異なる角度から本經の成立年代について考察する。

② 佛名經類の發展過程

本經の成立事情を窺い知る手掛かりは極めて少ないが、まずは第一章で述べた、佛名經類の増廣過程から考えてみたい。ここでは、本經成立の「前段階」として『現在十方佛名經』と『千五百佛名經』を併せた『現在十方千五百佛名』とでも稱すべき經典の存在を想定した。經典そのものが現存していない以上、これを檢證するのは不可能であるが、名稱から見る限りはこうした見方も成り立ち得るであろう、という考えである。第一章ではこうした増廣過程を想定しつつも、史料状況からそれが確認できないという事と、書き手の作爲性を讀み取れるという二點から、本文獻の内容は『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』であるという結論を出したのであるが、しかし本經の非常に長い經名が、単に長いというだけでなく無機質で羅列的な名稱であることからすると、こうした増廣過程において成立したと考えるのが最も自然であろう。しかも同類の他の佛名經類と比較しても特に長い經名を持っており、その點から言えばこの増廣過程における最終形態と見なせよう。

では、この觀點から見たときに、本經の成立はいつ頃だと考えられるであろうか。現存する最も古い經録である『出三藏記集』から、佛名經の類を檢索すると以下のものを見出すことができる〔表〕。この中から、その經名より單純に考えて

¹²前注4所引の井ノ口論文参照。

本經の成立に関わると思われるものを抽出すると、『十方佛名一卷』・『現在十方佛名一卷』・『千五百佛名一卷』といったものが挙げられる。この三つですでに本經の名稱の主要部分が出てきており、残すは「同號」部分のみである。「同號」部分に関する佛名經類としては、隋・開皇十四年（594）に成立した法經の『衆經目錄』（以下、『法經錄』と略稱）の卷二に著録される『同號佛名一卷』が初出であり、かつこれ以降に編纂された隋唐代の各種經錄には、いま挙げた佛名經類は全て著録されている。こうした状況を踏まえると、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』という名稱を持つ經典が成立する條件は開皇十四年の時点において整い、以後唐代までその状況は繼續していたと言える。

[表：『出三藏記集』著録の佛名經類]

卷次	經名	備考	
2	諸方佛名經一卷	經今闕。晉武帝時、沙門竺法護到西域、得胡本還。	
	十方佛名一卷		
	百佛名一卷		
	賢劫千佛名經一卷	晉孝武帝時、天竺沙門竺曇無蘭在揚州謝鎮西寺撰出。	
4	諸經佛名二卷	新集所得。今並有其本。悉在經藏。	
	有稱十方佛名得多福經一卷(抄)		
	三千佛名經一卷		
	過去五十三佛名一卷(出藥王藥上觀亦出如來藏經)		
	五十三佛名經一卷		
	三十五佛名經一卷(出決定毘尼經)		
	八部佛名經一卷		
	十方佛名經一卷		
	賢劫千佛名經一卷(唯有佛名與曇無蘭所出四諦經千佛名異)		
	稱揚百七十佛名經一卷(或云百七十佛名)		
	德内豐嚴王佛名經一卷(抄)		
	賢劫五百佛名一卷		詳校群錄。名數已定。並未見其本。
	現在十方佛名一卷		
	過去諸佛名一卷		
	千五百佛名一卷		
三千佛名經一卷			

もっとも、周知の通り『法經錄』は現存する經錄としては『出三藏記集』に次いで二番目に古いものではあるが、『法經錄』以前に編纂されて且つ現存していない經錄というのも無数にある。しかも、隋王朝が敕命によって『法經錄』を編纂させた意圖というのは、全國統一を達成したことを踏まえて、それまで戰國割據の狀況に應じて各地に分散收藏されていた各種經典を収集し、一切經を定める基準を確定させるために「取り急ぎ」編纂させたものであって、敕命が下ってから僅か二ヶ月余りで完成したものである。その際に法經等が基づいた資料は各經典の現物ではなく、『出三藏記集』をはじめとする、その當時存在していた各種の經錄であった¹³。つまり、『同號佛名』がこの『法經錄』に著録されているということは、言い換えると、法經等が見たいづれかの經錄に既に著録されていたということである。本來どの經錄に著録されていたのか、今となっては確かめる手立てはないが、上に見たように『出三藏記集』でないことだけは確かである。ただし、だからと言って『同號佛名』なる佛名經が成立したのは『出三藏記集』が編纂された梁の天監年間より後とするわけにもいかない。なぜならば、『出三藏記集』もまた、『法經錄』以前に編纂されてその後散逸してしまった他の經錄と同じように、「戰國割據の狀況に應じて」各地で編纂された經錄の中の一つに過ぎず、従ってその時中國全土で流布していた經典を網羅しているわけではないからである。いずれにせよ、『法經錄』で初めて著録された『同號佛名』なる佛名經の成立年代としては、『法經錄』が編纂された開皇十四年と見るのではなく、もっと早い時期を想定しなければならない事だけは確かである。

ところで、佛名經類の發展過程として、もう一つ見ておきたい点がある。それは懺悔文である。上述したように、北魏時代（正光年間とされる）に成立した十二卷本『佛說佛名經』を出発点として、唐代以降、十六卷本・十八卷本等、『佛說佛名經』は幾系統にも派生していった。十二卷本と、その他の諸本とでは當然、佛名數そのものが増大しているという違いがあるが、それ以上に顕著な相違点として、懺悔文の有無が挙げられる。つまり、十二卷本ではもともと懺悔文がなかったものが、十六卷本以降では佛名の羅列の間に懺悔文が挿入されているのである。以後、現在に伝えられる主要な佛名經、例えば『佛說佛名經』や日本の佛名會で使われる『三劫三千佛名經』などは、軒竝み懺悔文をその中に有する。とすると、佛名經類の發展過程として、單純な佛名數の増加と竝行して、途中から佛名號とはまた別の要素を取り入れるという過程をも辿ったと考えられる。その代表例が懺悔文の挿入と言えよう。そして、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』には、少なくとも現存する部分には懺悔文がない。つまり、この点から言えば、佛名經類の中

¹³この間の經緯については『佛書解説大辭典』の「衆經目錄（法經）」の項参照。

では比較的早い段階の特徴を備えているわけである¹⁴。北魏の時に成立した十二巻本『佛說佛名經』には懺悔文がなく、懺悔文の挿入された十六巻本『佛說佛名經』が成立したのはおそらく唐前半期¹⁵、懺悔文を持たない『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』もまた、その成立時期は唐以前と考えるのが妥当ではなからうか。

この点と関連して言えば、南北朝期に流布していた佛名經類のうち、上で見たような、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』の成立に關係すると思われる一群の佛名經類（いま便宜的に「初期佛名經群」と呼ぶ）は、『出三藏記集』以來、各種經錄に著録されているが、『貞元新定釋教目錄』を最後として、『續貞元釋教錄』以降は全く見られなくなる。一方、北魏末に登場した『佛說佛名經』は唐代に至って十六巻本・十八巻本などが新たに成立し、佛名經類の代表とも言うべく、その存在感を増してゆく。大局的に見て、この二つの事象はおそらく互いに關連しているのであろう。つまり、南北朝期には佛・菩薩等の名號を羅列しただけの「初期佛名經群」が盛んに行われ、佛名の數が増える形で發展してきたが、その名號數はせいぜい一千乃至三千程度であり、巻數も一卷乃至數巻程度であった。しかし、北魏末に『佛說佛名經』が成立するや、その巻數は十二巻、佛名數も一萬を超えた、大部なものとなった。當然、「初期佛名經群」の最終段階、すなわち『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』において附加された「同號」に相當する部分も『佛說佛名經』には十二巻本の當初からある。『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』と十二巻本『佛說佛名經』との間に直接の關連があるとは思わないが¹⁶、しかし佛名經類

¹⁴前注4所引の井ノ口論文では、「佛名經類」の定義として、「a. 經典の一部、あるいは一章として佛名の羅列を含むもの。b. 諸佛出現の因縁、及び諸佛の世界や功德を説いたもの。c. 經典の主要部として佛名（菩薩名・羅漢名等をも含む）を羅列しているもの。d. 佛名の羅列に懺悔滅罪の文が加わっているもの。e. 上記に屬する諸經典よりの抄出・變型とみられるもの。」という五つの範疇を想定した上で、「上記の種類は、大略『佛名經類』成立の歴史的過程を示すものと思う。したがって、『佛名經』の多くがdに屬しているので、それらの成立は比較的新しいか、または、中國において偽撰せられたものである。」と述べる。妥當な見解であろう。これに従えば、本經はbもしくはcに分類される。

¹⁵『開元釋教錄』には十六巻本『佛說佛名經』が著録される。従って、その成立は開元十八年(730)より前である。前注4所引井ノ口論文参照。

¹⁶十二巻本『佛說佛名經』は、北魏・菩提流支が北魏の正光年間に都の洛陽で譯したものと傳えられている。しかし、この「譯」という点については從來疑問符がつけられており、疑偽經というのが定説となっている。つまり、梵語等の原典があったわけではない。おそらく當時中國に流布していた各種佛名經類を基にして作られたものであろう。では、その基となった諸經の中に『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』もあったかという点、その可能性は限りなく低い。なぜならば、本經は現存するどの經錄にも著録されていない。南北朝期の各地域における諸經錄を見たはずの『法經錄』においてもまた本經は著録されていない。このことは、本經がかなり限定された地域でごく短期間のみ行なわれていたことを示唆する。一方で十二巻本『佛說佛名經』は、「譯」という点が否定されているものの、成立年代（北魏正光年間）および場所（洛陽）については特に疑問は提出されていない。北魏の都で多くの譯經を行なった菩提流支がもし本經を見ていたのならば、言い換

の流布状況を總體として見る場合、「初期佛名經群」が一通り發展し終わるのと相前後して『佛說佛名經』が登場し、そこで懺悔文を追加するなど新たな發展過程を辿っていった。逆に言うと、『佛說佛名經』の登場によって「初期佛名經群」は顧みられることもなくなって衰退し、しばらくは經錄にその名をとどめてはいるものの、九世紀以降は經錄に著録されることすらなくなった。この意味において、兩者——「初期佛名經群」と『佛說佛名經』——は繼承關係にあると言ってよいと思うし、またそこから『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』の成立年代は唐以前と考えるべきであると思う。

以上の考察から、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』が成立する條件は、南北朝期（遅くとも隋開皇十四年）には既に用意されており、實際のところ唐以前——おそらくは北朝末期——に成立した可能性が極めて高いといえよう。

③ 引用經典

次に、本經の内容から成立年代を考えてみたい。『佛書解説大辭典』でも述べているように、本經は各種佛典から佛名を抜粋してできたものである。本經の引用經典およびその成立（譯經）年代を以下に記す。

- 1) 藥王藥上經：劉宋・曇良耶舍譯 元嘉元～十九（424-442）
- 2) 決定毘尼經：西晉・竺法護譯 泰始二～建興元（266-313）
- 3) 阿彌陀讚一切諸佛所持之法經：譯者不詳（阿彌陀經そのものの譯出は後秦）
- 4) 稱揚諸佛功德經¹⁷：後涼・吉迦夜譯 麟嘉六年（394）¹⁸

成立（譯經）年代のはっきりしないものもあるため、確としたことは一切言えないが、ここから考えられる本經成立年代の上限はおおよそ五世紀中頃として見當をつけてよいだろう。もっとも、既述の通り、本經はS.2180によって初めてその存在が確認されたものであり、斷片を除いて他に現存するテキストは全くない。そ

えると、北魏末期の洛陽にもし本經が伝わっていたのならば、それは『法經錄』に反映されているはずである。

¹⁷『稱揚諸佛功德經』はここに挙げた吉迦夜譯本（三卷）の他に、『出三藏記集』卷四の失譯本（一卷）および『開元釋教錄』卷十四の後秦・鳩摩羅什譯本（三卷）がある。この中、現存するのは吉迦夜譯本のみであり（『大正藏』第十四册、No.434）、そこに記される佛名を確認すると、東方五十三佛・南方三十八佛・西方十五佛・北方六佛・上方二十七佛の合計五百三十九佛で、これは『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』中の記載と一致する。他の二本は内容が確認できないので斷言できないが、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』が引用する『稱揚諸佛功德經』は吉迦夜譯本としておいて問題ないであろう。

ただし、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』では『稱揚諸佛功德經』を「兩卷」と記している。管見の限り、二卷本の『稱揚諸佛功德經』はどこにも確認できない。吉迦夜譯本の分卷法が異なるものであろうか。

¹⁸大正藏『稱揚諸佛功德經』は各巻首に「元魏天竺三藏吉迦夜譯」と記すが、下巻の巻末に「麟嘉六年六月二十日。於龜茲國金華祠。演出此經。譯梵音爲晉言。」とあって、譯經年月日が記される。

して、このS.2180は前半部を欠いているため、本經の前半部は實は復元できていない。従って、いま検討対象としているのは現存する後半部だけであって、その意味でもこの検討は不完全である。

しかし、これら不完全さを補って本經の成立年代を唐より前であると考え得る根拠が、一つある。本經を特徴づける要素のひとつである「同號」を列記する中で、

過去莊嚴劫中花光如來等千佛。賢劫中拘留孫如來等千佛。未來星宿劫
中日光如來等千佛。

というくだりがある。ここには特に經典名は出されていないが、この記述が、例えば上の〔表〕に見える『三千佛名經』もしくは『歴代三寶記』に著録される『三世三千佛名經』といった、現存する『三劫三千佛名經』に連なる經典のいつれかを踏まえているのは明らかである。その意味で、この箇所もまた引用經典に準じて扱ってよいだろう。

ここで特に注目したいのが、「賢劫中拘留孫如來等千佛」という文句である。先に注5で紹介したように、井ノ口氏は『賢劫千佛名經』なる佛名經について、當初二種類あったものが隋の頃には両方とも失われ、唐に至って新しい同名の經典が現れたと指摘する。その根拠としたのは、『開元釋教錄』卷三の「賢劫千佛名經」に附せられた原注の

出賢劫經序云、賢劫經說二千一百諸度無極、以拘樓孫佛爲首。此千佛
名有別譯本、拘那提佛以爲初首。

という記述である。これによれば、同じ『賢劫千佛名經』という名を持つ經典で、最初に出てくる佛名を指標として區別される別譯本があるという。そうして井ノ口氏は、前者すなわち「拘留孫佛（＝拘樓孫佛）」で始まるのは『出三藏記集』に見える東晉・曇無蘭の譯した『賢劫千佛名經』であり、後者すなわち「拘那提佛」で始まるのが『開元釋教錄』で初めて現れた、その当時唯一流布していた新・『賢劫千佛名經』であるとする。

井ノ口氏のこの見解は、『佛說佛名經』に基づいて裏付けることができる。北魏の時に成立した最初の『佛說佛名經』である十二卷本では卷八に

至賢劫中有四佛、拘留孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛・我釋迦牟尼佛。

とある。一方、遙か後世に成立した三十卷本（『大正藏』第14冊、No.441）では、卷十九に

至賢劫中有四佛、拘留孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛・我釋迦牟尼佛。

とあって十二卷本からの継承の跡が窺われるが、それと同時にまた卷二十九には

此諸菩薩於是賢劫中。皆當得阿耨多羅三藐三菩提。除四如來。於此劫
中得成佛已。……南無拘那提佛（爲首千佛）……

とも記されている¹⁹。十二卷本では「拘那提佛」の名號そのものが見えないことから、十二卷本をもとに増廣してゆく過程でこれが後から挿入されたのは明らかである。こうした事情を念頭に上引の『開元釋教錄』の記事を読むと、井ノ口氏の見解が正しいことが分かる。

さて、話を『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』に戻して、上に見たように、ここでは「拘那提」ではなく「拘留孫」と記されている。とすると、これが唐代に成立した新・『賢劫千佛名經』ではなく、東晉の曇無蘭が譯した『賢劫千佛名經』を踏まえていることが分かる。本經は前半部が復元できていないとは言え、S.2180 末尾に「現在十方千五百佛名竝雜佛同號一卷」と記されていることから一卷で完結していることは判明しており、三十卷本『佛說佛名經』のように他の箇所でも新・『賢劫千佛名經』を引用しているとは考えにくい。井ノ口氏は曇無蘭本『賢劫千佛名經』について、『法經錄』以後の經錄ではその記述に混亂が見られることから、『法經錄』編集の頃にはすでに失われていたらしいと述べる。従って、曇無蘭本『賢劫千佛名經』を引用する本經は『法經錄』が編纂されるより前に成立していたと考えられよう。前節では本經成立の重要な条件である『同號佛名』が遅くとも隋・開皇十四年までに成立したと述べたが、いま『賢劫千佛名經』を手がかりとして検討したところに基づけば、本經そのものの成立時期が開皇十四年以前ということになる。

以上、本章ではわずかな手がかりをもとに『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』の成立年代について考えてみたが、結論としては、北朝末期——北魏末から隋初あ

¹⁹井ノ口氏は、三十卷本の成立を「遅くとも明初以前」とする。十六卷本・十八卷本等、三十卷本より前に成立した諸本については完本が現存しておらず、詳細を確認できないため、ここでは『大正藏』に収録される三十卷本に基づいた。ただし、日本の七寺藏經に十六卷本『佛說佛名經』というものがあり、『中國撰述經典（其之三）』（『七寺古逸經典研究叢書』第三卷、大東出版社、1995）によって全文を確認することができる。この十六卷本には「拘留孫佛」の名は複数箇所に見えるが、「拘那提佛」は一つも見えない。十六卷本が初めて經錄に現れるのが、新・『賢劫千佛名經』と同じく『開元釋教錄』であることを考えると、雙方の成立年代はかなり近いのであろう。そのため、十六卷本の成立に當っては新・『賢劫千佛名經』はまだ取り入れられなかったものと考えられる。この日本で書寫された十六卷本『佛說佛名經』について、『中國撰述經典（其之三）』の編者である落合俊典氏は、誤寫等を除けば中國における原形態から離れてはいないだろうと述べる（序文）。本書に収録される眞柄和人『佛說佛名經』（十六卷本）解題』においてもまた、この寫本が敦煌に残された十六卷本と同系統であることを論證している。本稿でいま指摘した『賢劫千佛名經』に関わる問題もまた、これらの見解を裏付けるであろう。

たり——とするのが最も適當であると思う。これは、本文獻の書寫年代について前章で示した筆者の見解と積極的に合致するといえるだろう。

四、書寫目的——むすびにかえて

以上、本文獻をめぐって、書寫年代は北朝末期、おそらくは北周から隋の頃であろうこと、内容は『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』からの抜粹であること、さらに『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』なる佛名經そのものの成立年代もまた北朝末期、北魏末から隋の頃であろうことを述べてきた。またこれらの諸點を論じる過程で、佛名經類の發展過程についても一つの道筋をつけて論じてみた。最後に本章では、本文獻が書寫された意圖もしくはその目的について、一言述べておきたい。佛名經の全文を書寫するのではなく、二つの佛名のみを抜き書きした本文獻の目的はどこにあるのか。この一枚の斷片から確定的なことを言うのは極めて難しいが、可能性を探ってみるのも無駄ではないだろう。

單純な佛・菩薩名の羅列を中心とする佛名經類は、多佛思想が最も直接的に發露したものといえる。しかしながら、教義的にはほとんど何の内容も持たない。そのような佛名經類が本稿で論じてきたように發展の一途を辿ってきたのは、稱名信仰に基づく。つまり難解な教義が理解できなくとも佛・菩薩の名號を唱えさえすれば救濟されるからこそ、それは庶民信仰の間に爆發的に廣まり²⁰、僧侶の間でも重視されてきた。また、日本でも佛名經類はおおいに受け入れられ、宮中で「佛名會」と呼ばれる法會が開かれ、またそれが大衆の間に浸透していったのも、同じ理由に基づくであろう²¹。

この稱名信仰は具體的には、佛の名號を唱える念佛や、佛像・佛畫の作製といった實踐を伴う。特に中心となるのが佛名を口に出して唱えることで、佛名經類の讀誦はその最も一般的な實踐であった²²。というより、そもそも佛名經類はそのために作られたものなのであろう。ところが、稱名信仰の實踐として、もう一つ無視すべからざるものがある。それは佛名を「書寫」することである。例えば『過去莊嚴劫千佛名經』（梁・失譯、大正藏 No.446）に

若有善男子善女人。聞是三世三劫諸佛世尊名號。歡喜信樂持諷讀誦而

²⁰井ノ口氏もまた前掲論文の中で、佛名經類は教理的研究の對象とはなり得ないけれども、庶民信仰の中心となった點において研究する價值を有すると述べる。

²¹日本の佛名會については竹居明男「日本における佛名會の盛行」（前注 19 所引『中國撰述經典（其之三）』に収録）参照。

²²郭麗英著・京戸慈光譯「中國ならびに日本における佛名の讀誦」（前注 19 所引『中國撰述經典（其之三）』に収録）参照。

不誹謗。或能書寫爲他人說。或能畫作立佛形像。或能供養香華伎樂。
とあり、また『八佛名經』（隋天竺三藏闍那崛多譯、大正藏 No. 431）には

若善男子及善女人。欲得誦持此諸佛名。若讀若聞及以書寫。緣是功德。
便於阿耨多羅三藐三菩提得不退轉。

とあって、讀誦や畫作と並んで、書寫することが功德を積むことになることと記されている。とすると、佛名のみを書き寫した本文獻もまた、この文脈で理解することができるのではないか。つまり、本文獻は稱名信仰の一つの表れとして、功德を積むことを目的として佛名を書寫したものではないか、と。

ちなみに本文獻と同様の例として、俄藏敦煌文獻の Dx.147 「佛菩薩名號」がある。これも本文獻と同じように、佛名・菩薩名が列記されているだけであって²³、しかもそれだけで完結している²⁴。おそらくはこれもまた、稱名信仰に基づいて、佛名や菩薩名をそこに書き連ねたものではないかと思う。網羅的に検索したわけではないが、こうした一見すると佛名經類の殘片かと思うようなもので、實はそれだけで完結した佛名の羅列の紙片は他にもあるのではないだろうか。

そしてこういった類の紙片は、經典全文を書き寫す寫經とは明らかに異なり、「雜寫」といえば確かに「雜寫」としか言いようのないものではあるが、しかしそれ故にこそ、當時の敦煌社會において²⁵佛名經類に基づく稱名信仰が盛んに行なわれていたことを物語る生の資料と言えるであろう。北朝後期の敦煌地方において佛名經が盛行していたことは他の敦煌文獻の上にも見て取れることであって、例えば上海博物館藏 3318 號「西魏祀馬部司馬豐祖寫『十方佛名』題記」（大統十七年五月六日）には

…故割滅所資、敬寫十方佛名一卷。願現家安穩、居眷寧泰、百惡冰消、
萬善集延…

とあり、あるいは大英圖書館の S.1945 「北周比丘洪珍寫『大般涅槃經』卷十一題記」（保定五年）には

²³南无東北方无量佛・南无量壽佛・南无觀世音菩薩・南无大通智勝如來の四つの名號が横に並列して書かれている。

²⁴背面には猫を主題とする韻文および圖案が記され、「猫兒題」の名稱が附せられる。これも完結している。どちらが正面でどちらが背面か、にわかには判断しがたい。メンシコフの目録では、これを「殘卷」だとした上で、韻文の方を第 1 面、佛・菩薩名號を第 2 面とする。しかし両面ともに完結しており、どちらが先に書かれたにせよ、他の文獻の余白を切り取ったうえで両面ともに再利用したものだろう。

²⁵いま例證として出した Dx.147 は、メンシコフの目録では 9-11 世紀の書寫とされる。本稿で対象としている時代は、今まで述べてきたところから北朝末期であるが、佛名經類の盛行がその後も一貫して繼續していったことは言うまでもない。

…仰惟大聖、遂勸化道俗、寫千五百佛名一百卷、七佛八菩薩咒一百卷、…

とある。西魏・北周時期の敦煌では、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』に連なる『十方佛名』や『千五百佛名』といった一連の佛名經類（前章で述べた「初期佛名經群」）が盛んに行なわれていたことが窺われる²⁶。この時期の敦煌では、『現在十方千五百佛名竝雜佛同號』が成立する機運が醸されていたわけである。

上で挙げた二つの例は、いずれも經典全文を寫す寫經の事例である。「寫經」という行爲もまた、功德を積む目的に出るものであるが、それは僧侶や官僚など、いわば社會の上層に位置する者が行なうことであって²⁷、文字を知らない者にはできないことである。その點、佛名を二、三抜き書きする程度であれば、文字を辛うじて書けるような下層に近い者、あるいは官僚の子弟や「寺子屋」で學ぶ年少者にも出来るであろう。誰がどのような目的で本文獻を書いたのか、その真相が明らかにされることは今後もないかも知れないが、いずれにせよ、本文獻が通常の「寫經」とはまた異なる信仰のあり方を反映しているようで、非常に興味深い寫本ではある。

²⁶この他では、東京の書道博物館藏の散754號（西魏三年（556））・散768號（北周建德元年（572））なども同様の内容が記されている。

²⁷S.1945は僧侶によるもの、上博3318は「祀馬部」という見慣れない官署名（?）が判然としないうが、西魏政權に直接關わることは間違いないであろう。